

令和7年4月1日以後、育児に係る手当金の制度が変わります。

育児休業を取得中・取得予定の皆様へ

◆「育児休業支援手当金」が始まります。

令和7年4月1日 創設

〈育児休業支援手当金とは〉

令和7年4月1日以後に育児休業を開始される方で、一定の要件を満たす場合に、対象期間のうち最大28日間、通常の育児休業手当金に加えて、「育児休業支援手当金」が給付されます。

※ 支給額：標準報酬日額の13%相当額

〈一定の要件〉

組合員とその配偶者の両方で一定期間内(注)にそれぞれ14日以上育児休業を取得する場合

(注) 一定期間：男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内

◆「育児休業手当金」の延長給付(1歳後の給付)請求時の要件が見直されました。

「育児休業手当金」の延長給付の要件及び手続の見直しが行われ、要件に「**速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものであると組合が認める場合**」が追加されました。

これにより、「申し込んだ保育所が合理的な理由なく遠方の施設のみとなっていないこと」や「保育所の申込にあたって、入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の意思表示を行っていないこと」などを書面にて確認することとなりました。

延長給付の手続きに当たっては、以下の添付書類をご準備ください。

●添付書類

- ①保育所等入所に関する区市町村長の証明書
- ②育児休業手当金延長給付に係る確認書
- ③母子健康手帳の写し
- ④育児休業承認期間が確認できる書類の写し

令和7年4月からは、添付書類が増えるんだね。
保育所への入所申込の際には、申込書の写しを忘れずによう。



追加

- ⑤育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書(新様式)
- ⑥区市町村に提出した保育所等の利用申込書の写し(申込時に提出した添付書類含む)

●見直し後の要件の対象となる組合員

令和7年4月1日以後に、子が1歳(または1歳6か月)に到達しておりかつ延長給付の請求書の提出を行う組合員

育児短時間勤務を取得中・取得予定の皆様へ

◆育児時短勤務手当金が始まります。

令和7年4月1日 創設

〈育児時短勤務手当金とは〉

令和7年4月1日以後に2歳未満の子を養育するために育児短時間勤務を開始される方を対象に、「育児時短勤務手当金」が給付されます。

※ 支給額：支給対象月に支払われた報酬の額のうち最大で10%

お願い

各給付の詳細や具体的な手続き方法は、所属所宛の通知文等をご確認ください。



問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎03-5320-6827